

国保標準仕様書【第1.3版】（案） に関する意見照会について

令和6年9月2日

1.標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）【第1.0版】を公開した。その後も制度改正や残課題事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改訂を行い、令和6年1月31日に国保標準仕様書【第1.2版】を公開したところ。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）」（令和5年9月8日閣議決定）において、「令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す」ことが示されており、国民健康保険業務においては、令和7年度までに、国保標準仕様書【第1.1版】に準拠したシステムへの移行が必要な状況。
- 他方、国保標準仕様書においては、【第1.2版】公開時点でなお持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度に向けた制度改正に対応する必要があること、加えてデジタル庁においても、各業務横並びの検討やデータ要件に関する必要な見直しが適宜行われており、これらに対しても対応する必要があることから引き続き改定対応を行い、これまでと同様に、国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、国保標準仕様書【第1.3版】（案）を作成したところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、これまでの国保標準仕様書の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 （都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成）	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウト共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
	連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	☆	デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。

2.標準化の検討におけるアウトプット

○ 令和6年8月に合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、国保標準仕様書【第1.3版】（案）を作成している。

＜国保標準仕様書【第1.3版】（案）作成のプロセス＞

① 国保標準仕様書【第1.2版】公開時点の課題・検討事項や制度改正による仕様書の改訂方針について、**令和6年8月7日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。**



②①で提示した改訂方針と、合同WTにて議論した結果を基に、**国保標準仕様書【第1.3版】（案）を作成。**



③②で作成した国保標準仕様書【第1.3版】（案）について、**令和6年8月22日の検討会において、改定方針及び改版した国保標準仕様書【第1.3版】（案）を全国意見照会に提示することについて諮り、承認を得た。**

国保標準仕様書【第1.3版】（案）に反映した内容や、令和6年9月時点も対応見送りとして国保標準仕様書【第1.3版】（案）に反映していない内容について、後述の「3.国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容と未反映内容について」に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、「別添①_第1回国民健康保険システム標準化検討会（令和6年度改訂）資料」参照。

3.国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 国保標準仕様書【第1.3版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。
 詳細は、国保標準仕様書【第1.3版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1	制度改正	マイナ保険証利用促進キャンペーン対応について	「マイナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」（令和6年1月24日付け保発0124第5号 厚生労働省保険局長通知）において、マイナ保険証の更なる利用促進を図るため、限度額適用認定証の申請様式に利用促進のための文言を追加することが示され、原則として令和6年度の印刷物から対応するよう明示されたため、 <u>国保標準仕様書への取り込みを行った。</u>
2		負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの対応について	「負担割合等の表示内容をチェックする仕組みの導入について」（令和5年12月1日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）において、オンライン資格確認等システムより連携された情報を保険者システムで保有している情報と突合し、負担割合等に相違がないかチェックする仕組みの対応が示されたため、 <u>国保標準仕様書への取り込みを行った。</u>
3		マイナンバーカードと健康保険証の一体化について	令和6年12月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が施行されることを受け、 <u>国保標準仕様書への取り込みを行った。</u>
4	全体	横並び調整方針改定版の取り込み	<u>令和6年8月に横並び調整方針の改定版が展開されたため、国保標準仕様書に反映した。</u> 変更点は以下の通り。 ① 帳票ID単位で適合基準日の欄を設け、 <u>実装必須機能の帳票要件に、適合基準日を明記した。</u> ② <u>二次元コードの規格を追記した。</u>
5	個別機能	特定健診等に係る業務について	令和6年3月に、 <u>特定健診等システム標準仕様書【第0.9版】が公開</u> され、引き続き令和6年度上期も持ち越し事項等に係る検討を行っており、検討結果を踏まえ改版を行い、 <u>令和6年8月に【第1.0版】として公開されたことから、国保標準仕様書への取り込みを行った。</u>
6		副本照会結果の取込機能の削除	副本照会結果の取込機能について、改めて事務運用を見直した結果、事務処理上、資格業務において副本結果を取り込む運用は存在しないことから、 <u>機能要件から削除した。</u>
7		機能の単位の見直し	機能の単位は必要最小限の機能を1単位とする記載の基準に沿っていないと思われる要件が存在したため、 <u>基準に沿うよう要件を分割して記載を見直した。</u>
8		集計根拠資料の行政区別出力機能の見直し	国・都道府県へ報告するための根拠情報を、行政区毎に出力する機能を規定しているが、報告資料としては、区毎に出力する必要がないことから、該当の機能要件を <u>標準オプション機能に変更した。</u>

3.国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容と未反映内容について

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
9	その他	誤植修正等の反映	以下の事項について、 国保標準仕様書へ反映した。 ① 「税」及び「料」において異なる項目名の読み替えの考え方追記 ② 実装類型の見直し（共通機能、統合収滞納関連機能、介護事務局からの依頼起因） ③ 退職者医療制度廃止に伴う帳票項目削除 ④ 帳票レイアウト性別欄の削除 ⑤ 「QRコード」を「二次元コード」へ修正 ⑥ その他誤記等の修正

3.国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容と未反映内容について

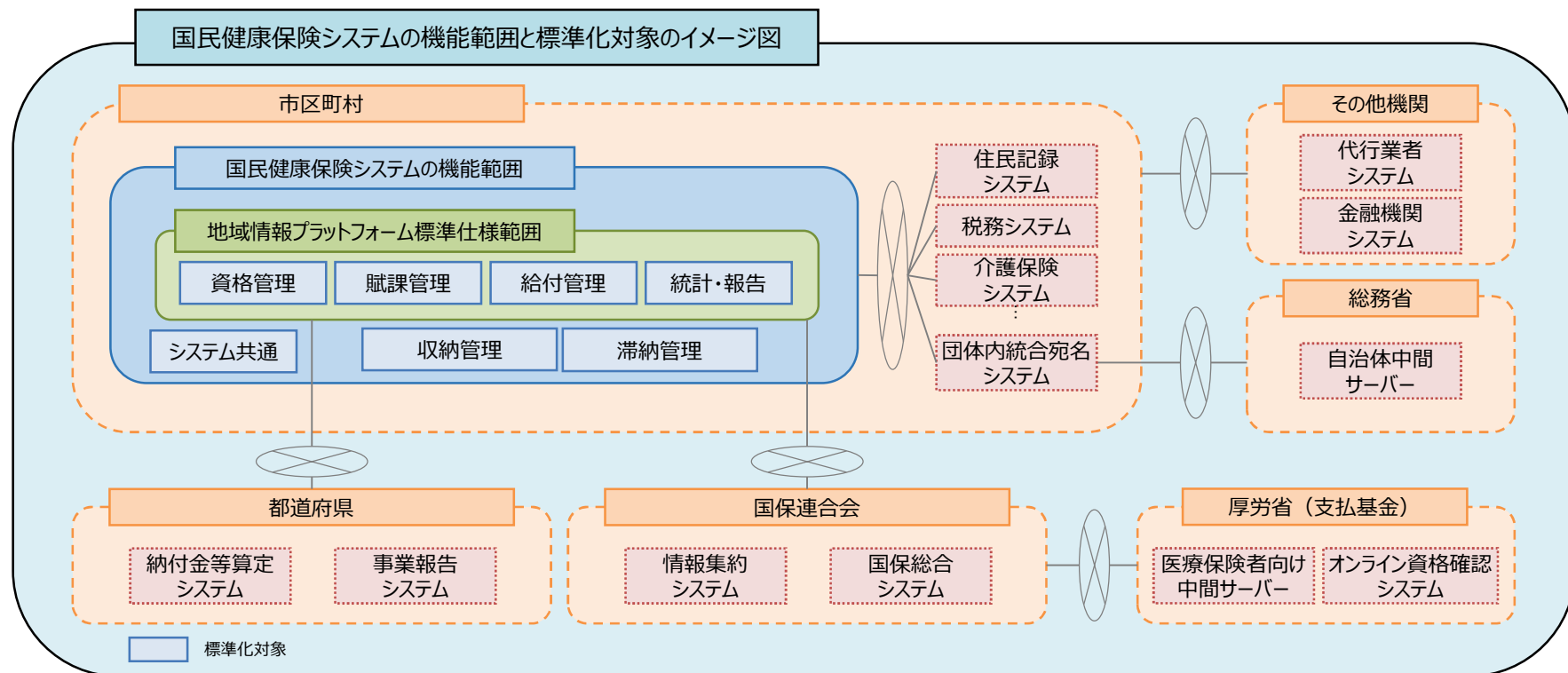
- 現在検討が進められている制度改革案件等である下記2点について、**国保標準仕様書【第1.3版】（案）**には反映していないため、これらに関するご意見はご遠慮いただきたい。なお、下記2点については令和7年3月の公開に向けて国保標準仕様書に反映する予定としており、仕様書案への反映が完了次第、改めて全国意見照会を実施する予定。

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
1	制度改革	eLTAX活用に係る対応について	eLTAX活用に係る対応については、規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）の「共通課題対策分野」において、地方公共団体が公金納付にeLTAXを活用することができるようにするため、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金収納を開始することが示された。 <u>国民健康保険料についても、eLTAXを活用した収納の対応が必要となることから、国保標準仕様書への機能の取り込みを検討</u> する。
2		子ども子育て支援金対応について	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号。）の成立により、新たに <u>子ども・子育て支援金制度が創設され、医療保険者が賦課・徴収する保険料に子ども・子育て支援金を含めることとされたため、国保標準仕様書への取り込みを検討</u> する。

4.標準化の対象分野について

○ 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。

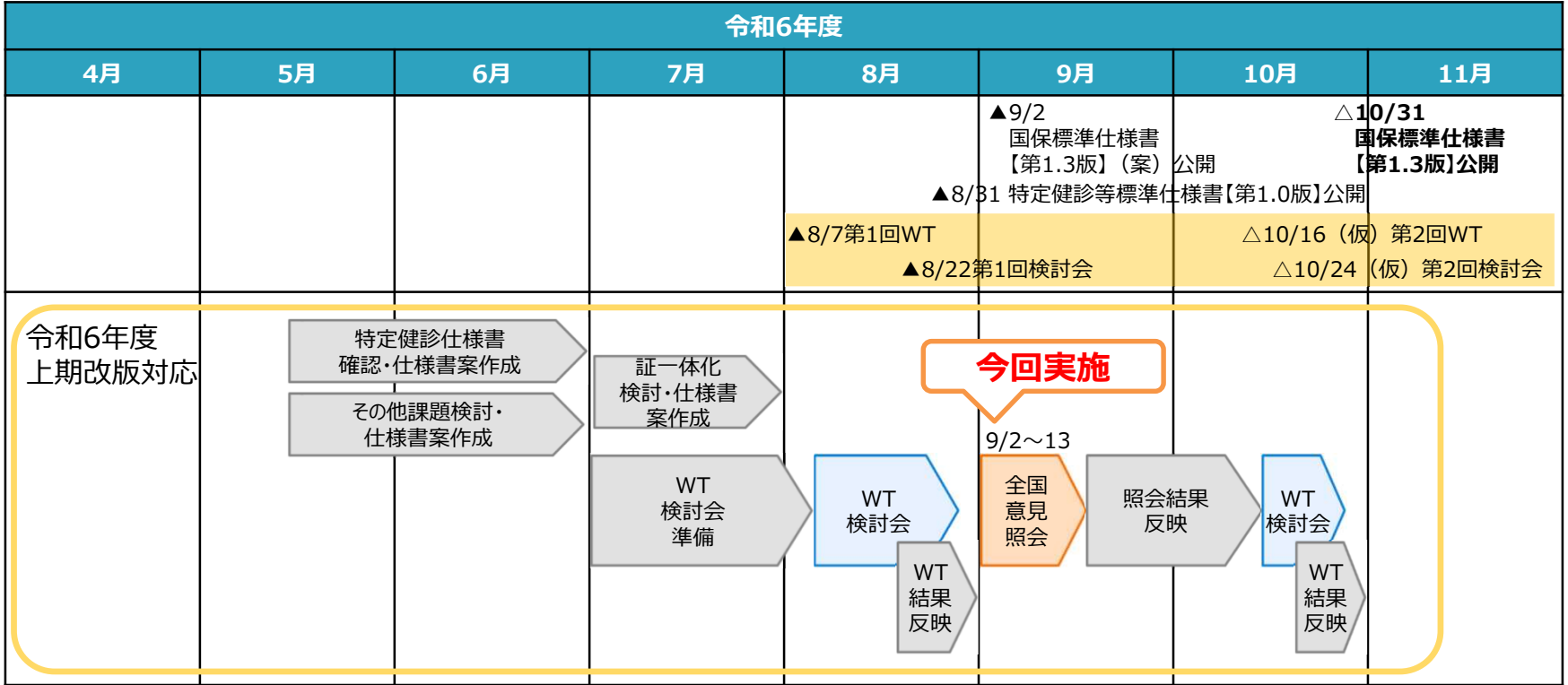
- ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
- ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
- ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
- ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。



5.国保標準仕様書【第1.3版】の検討スケジュール

- 国保標準仕様書【第1.2版】公開後、引き続き残課題や制度改正事項等による改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、国保標準仕様書【第1.3版】（案）を作成した。
- 今回実施する国保標準仕様書【第1.3版】（案）に対する全国意見照会の結果の取り込みや、未反映事項の対応を行ったうえで、**令和6年10月末頃に国保標準仕様書【第1.3版】を公開する予定。**
- 国保標準仕様書【第1.3版】公開までの、現時点のスケジュールを以下に示す。

 : 事務局が実施する作業  : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



- なお、基本方針において、「**令和5年3月末に公表された標準仕様書に適合した標準準拠システムに、令和7年度までに移行することを目指す**」と示されていることから、**国保標準仕様書【第1.3版】で追加・変更された要件への適合基準日は、令和8年4月1日以降とする。**
（制度改正に係る機能要件のみ、令和8年4月1日と制度施行日のどちらか遅い方が適合基準日となる。）

6. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.2版】に対する改版内容を反映した国保標準仕様書【第1.3版】（案）について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の国保標準仕様書【第1.3版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和6年8月22日に開催した国民健康保険システム標準化検討会第1回検討会の資料「【資料No.2】第1回検討会」にてまとめられています。
検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
（別添①_第1回国民健康保険システム標準化検討会（令和6年度改訂）資料）
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等が纏められていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダの創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。
- ご意見を記入いただく際の考え方として「今のシステムができている」ことを理由としたご意見については、検討の対象とはなりません。ご意見を記入いただく場合は、その機能がないと業務が遂行できない（もしくは非効率的となる）、更なる業務効率の向上につながる（もしくは住民サービスへの向上につながる）等、具体的な理由を記載するようお願いします。
なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でのみ使用することが想定されるもの等については、基本的に「標準オプション」として規定されます。
- 前述の「3.国保標準仕様書【第1.3版】（案）への反映内容と未反映内容について」で示した未反映事項に加え、以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。
 - 国保標準仕様書【第1.2版】で規定済みの要件について
今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.2版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.2版】からの変更点については、「05_修正事項一覧_【第1.3版】（案）」でお示しておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。
なお、国保標準仕様書【第1.2版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があった場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。

7. 今後の標準仕様書の改版について

- 国保標準仕様書【第1.3版】以降の改版については、6ページの未反映事項に示した、eLTAX活用に係る対応及び子ども子育て支援金対応の制度改正の対応を行う予定。（詳細は別添①資料参照）
- 上記に加えて、第1回検討会において承認された対応方針に沿って、適合基準日の見直しの検討を進めていく予定。以下に第1回検討会資料より対応方針を再掲する。

7. 適合基準日の見直しについて

別添①「【資料No.2】第1回検討会」より再掲

課題

地方公共団体情報システム標準化基本方針において、制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和4年度末に公開した標準仕様書（国保の場合【第1.1版】）に、令和7年度末までに準拠するよう方針が示されているところだが、国保においては【第1.1版】の公開後、制度改正等の政策上必要と判断されるものとして、前章までに示した通り、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応（令和6年12月2日施行）、子ども子育て支援金（令和8年度）等、大型の制度改正が行われることとされたことにより、標準仕様書への準拠対応に加えて、これら制度改正に係るシステム改修についても優先的に対応を行う必要が生じているところ。

そのため、ベンダ各社においては国保標準仕様書に示している全ての実装必須機能を令和7年度末までに実装することが困難な状況にあるとの声がある。その一方で、地方公共団体情報システム標準化基本方針で示されている令和7年度末の移行期限について、国保単独で見直すことは難しいことから、別途対応を検討する必要がある。

方針（結論）

国保標準仕様書としては、WTへお諮りし承認をいただいた上で、以下の方針に沿って一部の実装必須機能の取り扱いを見直すこととした。

【適合基準日見直し方針】

- これまでの検討会及び全国意見照会において議論した結果を覆すことになるため、実装類型の見直しは行わない。
- 国保の制度運営を行う上で、必要な機能については、従来の適合基準日（令和8年4月1日）のまま変更しない。
- 国保の制度運営に直結しない利便性を目的とした実装必須機能については、時限を設けた標準オプション機能として扱う。（適合基準日を遅らせることはしない。）

本方針に沿って一部実装必須機能の取り扱いを見直す場合、すでに国保標準仕様書【第1.1版】を基に調達を終えている市区町村においては変更契約が必要となる可能性があるものの、このことにより、標準化期限までに改修を終える必要がある大型な制度改正への対応について、ベンダ各社が標準準拠対応に割り当てていた一部のリソースを、制度改正の対応に割り当てが可能になると考えられる。

また、市区町村においても、求められる制度改正について確実な対応が得られるという、メリットにつながると考えられる。

一部機能の取り扱いを見直さない場合、標準化期限に間に合わないシステムが発生してしまい、結果的に市区町村にも影響が生じることや、標準化期限までに開発することを優先した結果、システムの品質が低下する可能性も懸念されることから、上記対応とすることとした。

7. 今後の標準仕様書の改版について

- 適合基準日の見直しについては、今後見直し候補の機能を整理し、ベンダ分科会及び合同WT・検討会において議論を行った上で、次の全国意見照会において、見直し候補機能と候補とした理由を示し、ご意見をいただく予定。

以下に見直し候補機能及び理由のサンプルを示す。

見直し候補機能及び理由のサンプル（共通・資格管理分）

機能名称 (小分類)	機能ID	機能要件	実装区分		適合基準日見直し	
			指定 都市	一般 市区 町村	見直し 候補	候補とした理由
1.2.8 コードマスタ管理	0240046	コードマスタを登録、修正、削除、照会できること。	◎	◎		
	0240047	市区町村で変更不可のコードについては、変更不可とする制御ができること。	◎	◎	見直し候補	本要件はシステム内で固定となるパラメータ等、運用によって変更することがないコードを変更不可とする制御に関する要件となります。 コード管理機能自体は機能ID：0240046にて定義されており、運用により当該機能を満たすことも可能であることから、変更不可コードの制御機能は令和8年4月1日時点において必ずしも必要ではないと考えております。
2.1.1 被保険者資格確認	0242135	外国籍被保険者の住民票が法務省通知によって消除された場合、住記所管課との情報連携により、消除理由が確認できること。	◎	◎	見直し候補	外国籍被保険者の住民票が法務省通知によって消除された対象者の確認において、情報連携によらず所管課との消除理由を確認することが可能である場合は、住記所管課との情報連携による確認は、令和8年4月1日時点において必ずしも必要ではないと考えております。

7. 今後の標準仕様書の改版について

(続き) 見直し候補機能及び理由のサンプル (給付管理分)

機能名称 (小分類)	機能ID	機能要件	実装区分		適合基準日見直し	
			指定都市	一般市区町村	見直し候補	候補とした理由
22.1.1 申請者情報・審査結果登録	0241272	国民健康保険葬祭費支給申請書を基に葬祭費の申請情報を登録、修正、削除、照会できること。 【管理項目】 (管理項目の記載は省略)	◎	◎		
	0242402	納付書による請求があった場合、納付書に対し支給したことを管理できること。 【管理項目】 ・支給方法 (納付書)	◎	◎		
	0242403	支給方法の初期値を任意に設定できること。	◎	◎	見直し候補	機能ID : 0241272、0242402において支給方法について管理する要件が規定されており、この要件に対して当該機能にて初期表示を指定した支給方法で表示する機能の要件を規定しております。 上記機能IDより支給方法の管理が可能であることから、初期表示を制御する機能は令和8年4月1日時点において必ずしも必要ではないと考えております。
	0242407	支給申請情報の状態 (「申請受付済」、「支給 (不支給) 決定済」、「支払済」) を管理し、状態による検索、照会ができること。	◎	◎	見直し候補	機能ID : 0241272において、申請情報ごとの支給申請情報状態を確認することを可能とする要件が規定されており、この要件に対して当該機能にて一括で検索・照会を可能とする機能の要件を規定しております。 上記機能IDの要件にて照会が可能であることから、一括照会を可能とする機能は令和8年4月1日時点において必ずしも必要ではないと考えております。

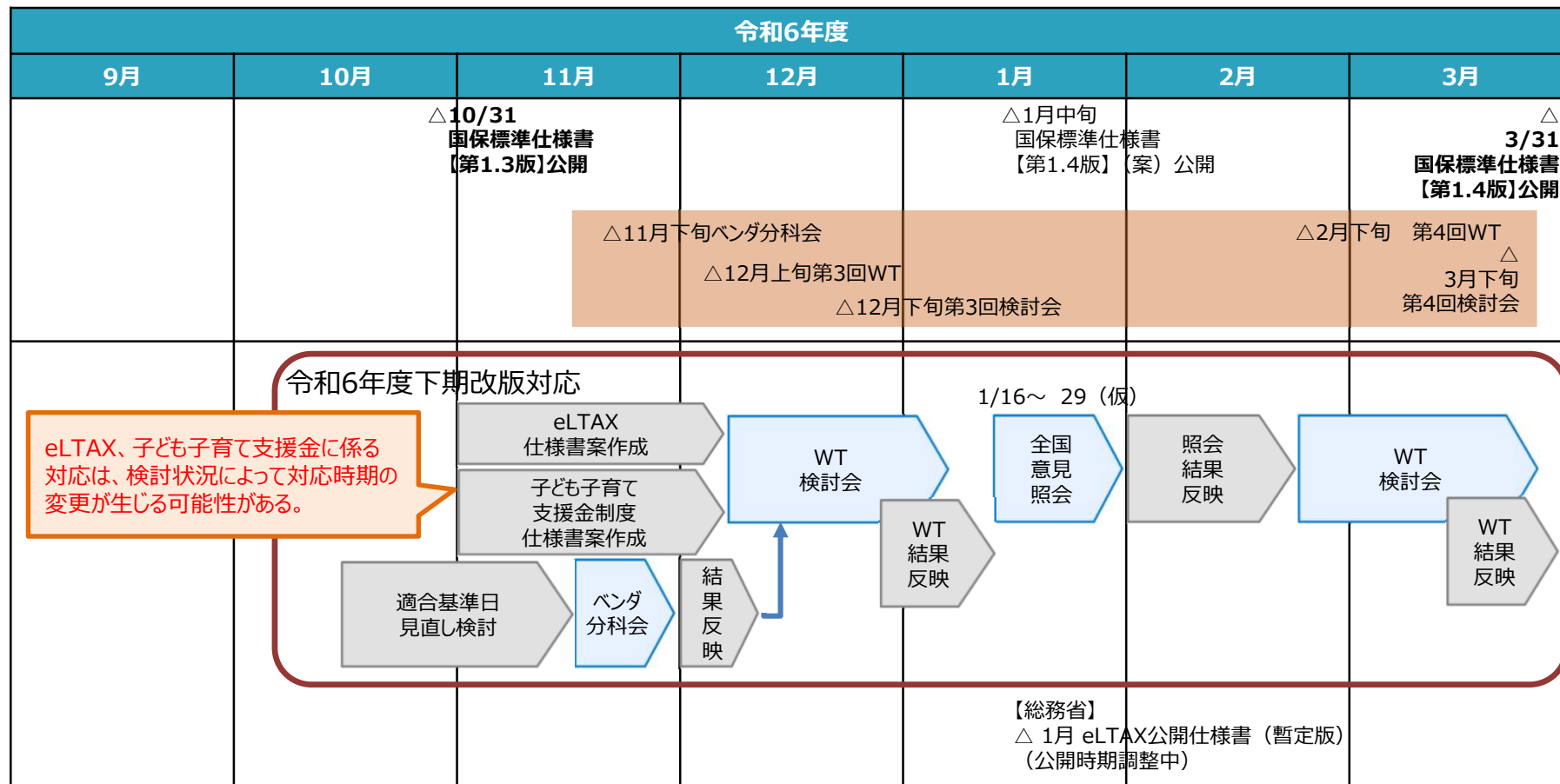
7. 今後の標準仕様書の改版について

(続き) 見直し候補機能及び理由のサンプル (収納管理・滞納管理分)

機能名称 (小分類)	機能ID	機能要件	実装区分		適合基準日見直し	
			指定都市	一般市区町村	見直し候補	候補とした理由
13.1.4 収納 情報照会	0241377	納付義務者別に調定の異動履歴 (更正の履歴)、納付履歴 (速報による仮消込納付を含む)、各納付チャネル (※1) (一般納付 (OCR・パンチ) /口座振替/コンビニ納付/クレジットカード納付/スマートフォン納付/マルチペイメントネットワーク/共通納税 (※2) /年金特別徴収)、過誤納金の還付充当履歴・時効履歴、滞納処分履歴、納付義務者へ発送した書類 (納付書・合算納付書・督促状・催告書・口座振替不能通知) が表示できること。 ※1.納付チャネルについて、機能としては必須とするが市区町村により選択可能とする。 ※2.税の場合は実装必須機能。	◎	◎		
	0241369	会計年度、収納年月日、領収年月日、期別単位で納付毎の納付状況が期間を指定して照会できること。	◎	◎	見直し候補	機能ID : 0241377において納付履歴の表示に関する要件が規定されており、この要件に対して当該機能にて期間を指定した照会機能の要件を規定しております。上記機能IDの要件にて納付状況の確認が可能であることから、収納年月日や領収年月日等の項目にて期間指定を行う機能は令和8年4月1日時点において必ずしも必要ではないと考えております。
25.1.4 滞納 者抽出	0241787	以下の抽出条件により滞納者を抽出できること。 <滞納者の情報による抽出条件> (抽出条件の詳細は省略)	◎	◎		
	0241797	抽出条件について、任意の抽出条件を一定数登録可能とし、随時同じ条件を利用できること。	◎	◎	見直し候補	機能ID : 0241787の滞納者の抽出機能と抽出条件が規定されており、複数の抽出条件を登録し毎回利用できる機能を規定した当該機能については、利便性の観点から規定された要件と考えております。 なお、データの抽出機能としては業務固有の抽出機能ではなくEUC機能を利用することも可能であると考えます。

7. 今後の標準仕様書の改版について

○ 今後の改版については、以下のスケジュールを予定している。



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。